

# **新病院あり方検討支援業務委託**

## **仕様書**

**2020年11月**

**箕面市立病院**

## 1. 業務名

新病院あり方検討支援業務

## 2. 目的

箕面市立病院（以下「当院」という。）は、施設の老朽化等、様々な課題を解決し、今後も地域に求められる医療を提供し続けていくために、箕面市船場東一丁目1番への移転建替えを決定した。

本業務では、移転後の新病院が求められる役割や医療機能、規模を検討するとともに、その採算性を検証する。

## 3. 履行期間

契約日の翌日から令和3年（2021年）3月31日まで

## 4. 業務内容

### （1）新病院に求められる機能や規模の検討

以下の項目について調査・分析を行うこと。

- ①国や大阪府の医療政策の動向、大阪府保健医療計画・地域医療構想等関係計画の状況
- ②豊能医療圏及び本市の医療提供体制の現状
- ③豊能医療圏及び本市の将来医療需要、患者動向、疾病動向
- ④新病院が地域医療の核として果たすべき役割、政策医療の整理
- ⑤新病院に必要とされる規模（病床数、必要な延床面積の想定等）及び機能（診療科目、病床機能等）

### （2）新病院の採算性の検証及び課題整理等

（1）の検討結果を踏まえた収支シミュレーションを行い、新病院の採算性について検証すること。また、その結果をもとに、新病院の経営に関する課題の整理及び解決の方向性の検討を行うこと。

※最終的に新病院の経営に関する課題整理等を行うことを前提に、必要に応じて複数パターンでの収支シミュレーションを行うこと。

#### [収支シミュレーションの前提]

- ・当院の過去の決算値を基礎としてシミュレーションを行うこと。
- ・当院が今後講じる経営改善策を具体的に示すとともに、経営改善の効果額を試算すること。

[収支シミュレーションに反映する事項]

- a. (1) の検討結果を踏まえた収益及び費用の増減
- b. 当院が今後講じうる経営改善策及び効果額
- c. 新病院の規模・機能から想定される設備投資額
- d. 新病院の規模・機能から想定される総建築額とその償還
- e. 補助金・交付金・交付税措置等の財源の活用
- f. その他必要な事項

※それぞれの設定条件や数値の算出方法を明確にすること。

(3) 「箕面市新市立病院整備審議会」の運営支援

- ①会議資料、シナリオ等の作成
- ②会議への出席及び資料説明
- ③会議録の作成

(4) その他（事務局が求める場合）

- ①本業務に関する資料作成及び作成支援
- ②当院内の会議等への出席（オンラインミーティングも応相談）
- ③関係者、関係機関等との会議等への出席
- ④上記②、③の資料及び会議録の作成

## 5. 業務の実施要件

- (1) 本業務にあたっては、「新箕面市立病院整備基本計画（第1期）策定業務委託報告書」等、当院が提供する資料を十分踏まえること。
- (2) 本業務にあたっては、単なる一般的な情報提供や助言にとどまらず、多角的かつ柔軟な視点をもって積極的に支援すること。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、医療政策、病院整備及び病院経営について相当な知識と分析技術、提案能力を有するスタッフを配置しなければならない。
- (4) 本業務の遂行にあたっては、当院と十分な連絡を保つとともに、工程管理を適切に行うこと。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、協議内容を確認するため、打合せの都度、議事録を提出し当院の承認を得ること。
- (6) 成果品については、平易な表現を用い、必要に応じて図表化するなど、視覚的にわかりやすいものとする。

## 6. 提出書類

受託者は、次の書類を提出しなければならない。なお、変更しようとするときは、その都度、当院の承認を受けなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 業務実施計画書（工程表含む）
- (3) 現場代理人及び主任技術者届
- (4) 完了届
- (5) その他必要な書類

## 7. 成果品

- (1) 本業務の報告書製本…………… 75部
- (2) 本業務の報告書概要版…………… 150部
- (3) 上記資料及びその作成に要したバックデータや収集資料の電子データ（PDF及び編集可能なデータ）一式（CD-ROMに収納）… 2枚

## 8. 成果品の検査及び引渡し

受託者は、本業務完了時に当院の審査を受けなければならない。完了検査の合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納入し業務の完了とする。

## 9. 著作権の帰属

受託者は、本業務の成果品及び本業務を実施する過程で作成したすべての原稿及び写真、データ等の著作権（著作権法第27条と第28条に定める権利を含む。）を含む一切の権利を、当院に帰属するものとする。

## 10. その他

本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記なき事項については当院と協議の上これを決定する。